

自動車運転代行業の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和6.3.27 京都府警察本部訓令第4号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に伴う京都府道路交通規則の規定の読替え等に関する規則（平成14年京都府公安委員会規則第6号。以下「府規則」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(受理事務)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、次の各号に掲げる申請書又は届出書の提出を受けた場合は、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無を確認し、受理しなければならない。この場合、副本1通を提出させるとともに、速やかに申請書又は届出書を受理したことを交通企画課長に連絡し、受理年月日及び受理番号の通知を受け、当該申請書又は届出書の所定欄に記入しなければならない。

(1) 法第5条第1項の規定による申請書（規則別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）

(2) 規則第8条の規定による届出書（規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）

(受理番号簿)

第3条 交通企画課長は、署長から、次の各号に掲げる申請書又は届出書の提出があった旨の連絡を受けたときは、それぞれ当該各号に定める受理番号簿に受理番号等の必要な事項を記録しなければならない。

(1) 認定申請書 認定申請書受理番号簿（別記様式第1）

(2) 変更届出書 申請（届出）書受理番号簿（別記様式第2）

(受理済確認)

第4条 署長は、申請者又は届出者から申請済又は届出済の確認を求められた場合は、副本1通を別に作成させ、当該副本の右上欄外空白に「年 月 日受理第 号京都府公安委員会」と記載し、京都府公安委員会公印規程（昭和41年京都府公安委員会訓令第1号）に規定する質屋及び古物営業の許可整理用並びに警備業及び自動車運転代行業の届出書の受理済確認用及び資料等の提出要求書用公印を押印して、申請者又は届出者に交付しなければならない。この場合、当該申請書又は届出書の正本左下欄外空白に交付した旨を記載しなければならない。

(認定申請書の進達)

第5条 署長は、認定申請書を受理した場合は、次の各号に掲げる事項を調査の上、意見を認定申請進達書（別記様式第3）に記載するとともに、当該認定申請進達書に認定申請書の正本を添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達（交通企画課長経由）しなければならない。

(1) 認定申請書及び政令第1条各号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

(2) 法第3条各号に規定する自動車運転代行業の要件のいずれかに該当していないか。

2 前項の進達を受けた交通企画課長は、進達の内容を審査するとともに、前項第2号の要件に疑義のある場合は、必要事項を調査しなければならない。

(自動車運転代行業認定台帳の作成及び認定通知書の交付)

第6条 交通企画課長は、自動車運転代行業の認定があった場合は、自動車運転代行業認定台帳（別記様式第4。以下「認定台帳」という。）を作成するとともに、認定通知書（別記様式第5）を作成し、認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。この場合、交通企画課長は、認定申請書受理番号簿の備考欄にその経過を記載しなければならない。

2 署長は、前項の認定通知書の送付を受けたときは、認定台帳を作成し、当該認定通知書により申請者に通知しなければならない。

3 署長は、前項の認定通知書を交付するときは、認定通知書交付簿（別記様式第6）に必要事項を記載し、申請者の署名等を求めなければならない。

（認定に関する通知書の交付）

第7条 交通企画課長は、自動車運転代行業の認定がなかった場合は、認定に関する通知書（別記様式第7）を作成し、認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。この場合、交通企画課長は、認定申請書受理番号簿の備考欄にその経過を記載しなければならない。

2 署長は、前項の認定に関する通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知し、当該認定に関する通知書を交付の上、受領書を徴するとともに、申請書の副本にその旨を記載しなければならない。

（変更の届出）

第8条 署長は、変更届出書を受理した場合において、次の各号に掲げる事項を調査し、所定の要件が具備されていると認めるときは、認定台帳を整理するとともに、申請（届出）書受理報告（別記様式第8）に当該変更届出書の正本を添えて、本部長に報告しなければならない。

(1) 法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、変更届出書及び政令第3条に規定する書類は所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

(2) 法人の役員の変更に係る変更の場合は、法第3条第1号から第5号までに規定する自動車運転代行業の要件に該当していないか。

2 交通企画課長は、前項の報告があったときは、認定台帳を整理しなければならない。

（廃業等の届出書）

第9条 署長は、法第9条第1項又は第2項に規定する廃業等の届出があったときは、廃業等届出書（規則別記様式第4号）を提出させるとともに、認定台帳を整理し、申請（届出）書受理報告に当該廃業等届出書の正本を添えて、本部長に報告しなければならない。

2 交通企画課長は、前項の報告があったときは、認定台帳を整理しなければならない。

（報告及び立入検査）

第10条 交通企画課長又は署長は、法第21条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、資料等提出要求書（別記様式第9）により行わなければならない。

2 交通企画課長又は署長は、前項の報告又は資料の提出を受けた場合は、認定台帳を整理の上、当該報告又は資料の提出に係る書類を保管するとともに、交通企画課長が受けた場合にあっては報告又は資料の提出を求めた自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に、署長が受けた場合にあっては交通企画課長に通報するとともに、相互に、提出を受けた書類の写しを送付しなければならない。

3 交通企画課長又は署長は、次の各号に掲げる場合は、法第21条第1項の規定により、所属警察職員に立入検査を行わせることができる。

(1) 新たに自動車運転代行業が開始され、又は新たに営業所が設置されたとき。

(2) 自動車運転代行業の業務に関連した事案、事故が発生したとき。

(3) 自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保のために特に必要があると認めるとき。

4 交通企画課長又は署長は、前項の立入検査を行った場合は、認定台帳を整理の上、交通企画課長が行った場合にあっては立入検査を行った自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に、署長が行った場合にあっては交通企画課長にその結果を通報しなければならない。この場合、通報を受けた交通企画課長又は署長は、認定台帳を整理しなければならない。

らない。

- 5 立入検査に当たっては、府規則第3条に規定する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(行政処分の上申)

第11条 署長は、法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項の規定による指示(交通指導課及び交通捜査課の所掌に係る指示を除く。)、法第23条第1項の規定による営業の停止及び法第24条第1項の規定による営業の廃止を命じる措置を必要とするときは、自動車運転代行業者等行政処分上申書(別記様式第10)により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、本部長に上申(交通企画課長経由)しなければならない。

(処分通知)

第12条 交通企画課長は、法第22条第1項の規定による指示をするときは、指示書(別記様式第11)を被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

- 2 交通企画課長は、次の各号に掲げる処分の決定があったときは、その旨を認定台帳に朱書し、それぞれ当該各号に定める通知書又は命令書を被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し 認定取消処分通知書(別記様式第12)

(2) 法第23条第1項の規定による営業の停止 営業停止命令書(別記様式第13)

(3) 法第24条第1項の規定による営業の廃止 営業廃止命令書(別記様式第14)

- 3 交通企画課長は、京都府知事から法第23条第2項に規定する営業の停止を命令すべき旨の要請を受けた場合において、営業の停止の決定があったときは、前項の規定に準じて処理しなければならない。

- 4 前3項の規定により、指示書、認定取消処分通知書、営業停止命令書又は営業廃止命令書の送付を受けた署長は、被処分者に対し、当該指示書、認定取消処分通知書、営業停止命令書又は営業廃止命令書を交付の上、受領書を徴するとともに、その結果を認定台帳に記載し、送付に係る交通企画課長に通報しなければならない。

(処分移送通知書の送付等)

第13条 交通企画課長は、法第22条第1項の規定による指示又は法第23条第1項若しくは法第24条第1項の規定による命令をしようとする場合において、当該指示又は命令に係る自動車運転代行業を営む者が主たる営業所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与を終了している場合を除き、関係書類を添えて速やかに当該公安委員会に規則第16条に規定する処分移送通知書(規則別記様式第6号)を送付しなければならない。

- 2 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付を受けた場合において、当該処分通知書の内容が、自所属の所掌事務に係るものであるときは前条第1項、第2項及び第4項の規定に準じて処理するものとし、他の所属の所掌事務に係るものであるときは当該所属の長へ引き継ぐものとする。

(京都府知事との協議)

第14条 交通部長は、次の各号に掲げる処分の必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める協議書により、あらかじめ京都府知事と協議し、その同意を得なければならない。

(1) 法第5条第2項に規定する認定又は同条第3項に規定する認定の拒否 認定に関する協議書(別記様式第15)

(2) 法第7条第1項に規定する認定の取消し 認定取消しに関する協議書(別記様式第16)

(3) 法第23条第1項に規定する営業の停止 営業停止命令に関する協議書(別記様式第17)

(4) 法第24条第1項に規定する営業の廃止 営業廃止命令に関する協議書(別記様式第18)

(京都府知事への通知)

第15条 交通企画課長は、次の各号に掲げる届出の受理又は指示をした場合は、それぞれ当該各

号に定める通知書により、京都府知事に通知しなければならない。

(1) 規則第9条に規定する届出書の受理 変更届出に関する通知書（別記様式第19）

(2) 法第9条第1項又は第2項に規定する廃業等の届出 廃業等の届出に関する通知書（別記様式第20）

(3) 法第22条第1項に規定する指示 指示に関する通知書（別記様式第21）

（京都府知事との協力）

第16条 交通部長は、自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に関し、京都府知事と相互に協力するものとする。

（手数料の徴収）

第17条 署長は、京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）第2条の規定により手数料を徴収すべきものにあつては、その申請の際、申請者に納付させなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

別記

様式第1（第3条、第6条、第7条関係）

認定申請書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	申請者の氏名又は名称	備考
	. . ()		
	. . ()		

様式第2（第3条関係）

申請（届出）書受理番号簿

受理番号	受理年月日 (警察署名)	自動車運転代行業者 の氏名又は名称	申請（届出）書の受理内容	
			再交付申請関係	変更（書換え）届出関係
	. . ()			
	. . ()			

— —
年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿 （交通企画課長）	第 号 年 月 日 京都府 警察署長 印	
認 定 申 請 進 達 書		
申請者	住所	
[法人にあつては、その代表者]	氏名	
	生年月日	年 月 日
主たる営業所	所在地	
	名称	
申請書及び添付書類の記載事項と事実との関係		
法第3条に規定する自動車運転代行業の要件のうち、第1号から第7号までに掲げる欠格事由に関する事項 [法人の役員については、法第3条第9号に規定する事項]		
法第3条第8号に規定する安全運転管理者等の選任に関する事項		
署長の意見		
参考事項		

様式第4（第6条、第8条－第10条、第12条、第13条関係）
自動車運転代行業認定台帳

認定番号		認定年月日	. .	警察署名	
氏名又は名称					
住所		電話			
主たる営業所	名称				
	所在地		電話		
	安全運転 管理者	氏名	年 月 日生		
		住所	電話		
	副安全運転 管理者	氏名	年 月 日生		
		住所	電話		
その他の営業所	名称	所在地	安全運転管理者の氏名 副安全運転管理者		
その他の役員（法人）	氏名	住所			

備考 「その他の営業所」欄には、府内に所在するものだけでなく、すべての営業所を記入すること。

第 号

認 定 通 知 書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

京都府公安委員会

様式第6（第6条関係）

認定通知書交付簿

整理番号	交付年月日	申請者の氏名又は名称	受領欄(申請者の署名等)	備考
	. .			
	. .			

京都府公安委員会指令第 号

認定に関する通知書

住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により、認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

京都府公安委員会 印

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

切

取

り

線

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会指令第 号の認定に関する通知書を確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

様式第8（第8条、第9条関係）

— —
年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
（交通企画課長）

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

申請（届出）書受理報告
申請者

上記の者から 申請（届出）書を受理したから、下記の関係書類添付の上、報告する。
なお、申請（届出）書記載事項、添付書類の内容等について調査した結果、それぞれ法定の要件を具備しているものと認められる。

記

申請（届出）書 通		受理年月日	. .
		受理番号	
添付書類	(1) 住民票の写し 通	(5) 損害賠償措置に係る書類 通	
		(6) 安全運転管理者等関係書類 通	
		(7) 法人の登記事項証明書 通	
	(2) 誓約書 通	(8) 定款等 通	
	(3) 医師の診断書 通	(9) 役員の名簿 通	
	(4) 未成年者の登記事項証明書 通	(10) 通	
参考事項			

備考 住民票の写しは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。

様式第9（第10条関係）

殿	第 号 年 月 日 京都府公安委員会 印
<p>資 料 等 提 出 要 求 書</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、次の事項について、 年 月 日までに報告又は資料の提出をするように要求します。</p>	
<p>報告又は資料の提出をすべき事項</p>	

(裏)

適用法条	
必要とする 処分の区分	指示 営業の停止 認定の取消し 営業の廃止
情状及び処 分上の意見	
司法処分 との関係	
参考事項	

京都府公安委員会達第	号
指 示 書	
住所	
氏名又は名称	殿
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第22条第1項 第25条第2項第1号
下のとおり指示します。	の規定により、以
指示事項	
理由	
年 月 日	
京都府公安委員会 印	

（教示）

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

切
取
り
線

受 領 書	
年 月 日	付
京都府公安委員会達第 号の指示書を確かに受け取り	
ました。	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
受取人住所	
氏名	

京都府公安委員会達第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

京都府公安委員会 印

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

切

取

り

線

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の認定取消処分通知書を
確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

京都府公安委員会達第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
のとおりに自動車運転代行業の停止を命じます。 第25条第2項第2号の規定により、以下

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 理由

年 月 日

京都府公安委員会



（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

切

取

り

線

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の営業停止命令書を確認に受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

京都府公安委員会達第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 の規定により、下記の
理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

記

理由

年 月 日

京都府公安委員会 印

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の営業廃止命令書を確かに
受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

切

取

り

線

第 号
年 月 日

認定に関する協議書

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定により、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

殿

京都府公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項により協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所

- 2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

殿

京都府公安委員会



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号の規定により、以

下のおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命令年月日 (予定)	
営業停止命令 の 内 容	
営業停止命令 を行う理由	
その他参考事項	

備考 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

殿

京都府公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 第25条第2項第3号の規定により、以下のおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

殿

京都府公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項により通知します。

- 1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所

- 2 変更事項等
別添（変更届出書の写し）のとおりに

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

殿

京都府公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等の届出がなされたので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 廃業等の届出をした自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所
 - (5) 返納年月日
- 2 廃業等の届出をした理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

指示に関する通知書

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項
第25条第2項
第1号の規定により、指示を行ったので、以下のとおり通知します。

- 指示を行った自動車運転代行業者
 - 認定年月日
 - 認定番号
 - 氏名又は名称
 - 住所

- 指示事項等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

備考 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。